令和元年 11 月 8 日 衆議院法務委員会議事録

○松島委員長
　次に、日吉雄太さん。
○日吉委員
　立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。
本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。
時間も余りありませんので、早速始めたいと思います。
河井前法務大臣の所信に対する質疑におきまして、私、質問をさせていただきました。その中で、河井大臣が法務省の職員の方に、伸び伸びと仕事をしてください、私が全て責任をとりますというような話があって、それについて質問をさせていただいたところ、どういった責任のとり方をされるのかというふうな質問に対して明確にお答えはされなかったんですけれども、今般辞任をされたということで、有言実行な方なのかなとは思いましたが、ただ、そのやめられた理由というのが明確にわかっていないというところも現状かなというふうに思っております。
安倍改造内閣におきまして、今、二人の大臣が辞任をされております。一人は菅原前経済産業大臣、そして河井前法務大臣ということでございますが、お二方も、どちらの方も、公職選挙法にかかわるお金の問題、地元の有権者に金品を配ったという疑惑、そして、選挙期間中の人件費の問題ということでございます。
そういった中で、河井前法務大臣は、辞任の理由として、安倍総理に、法務大臣として国の基本法制、法秩序を所掌する者として、法務行政に対するその公正性に対して、疑念を招くようなことは断じて避けなければならない、このように言って職を辞したいと辞したわけでございますが、この一連の事態につきまして、安倍内閣の一員になりました森まさこ大臣に、どのような受けとめをされているのか、お伺いしたいと思います。
○森国務大臣
　閣僚の辞任については、それぞれの閣僚の御判断でございますので、私の立場からはコメントを差し控えさせていただきたいと思います。
私としては、これまでの法務大臣が進めてこられた取組についてしっかりと受け継ぎつつ、新たな時代にふさわしい法務行政を着実に前に進めてまいることで、国民の皆様の御信頼をいただきたいと思っております。
○日吉委員
　では、一般論としてお伺いいたしますけれども、地元の有権者の方々に金品を配ったり、選挙期間中に、人件費、決められた上限を超えて支給する、これについて、法務大臣としてどのようにお考えになりますか。
○森国務大臣
　法令をしっかりと守ってまいる、そのことを法務大臣はしっかりと国民の皆様に啓蒙していく、そのような立場にあると考えております。
○日吉委員

法令を守っていく、それを啓蒙していくということですので、今伺ったことは法令に違反することだという御認識の前提でお話をされたのかなというふうに受けとめましたが、こういった法令を違反する議員なりがいました、一般論ですね、一般論として、こういったこと、これは許されるということでしょうか。

○森国務大臣

議員であっても、それ以外の国民の皆様であっても、全ての皆様が法令にのっとっていただきたいというふうに思っております。

○日吉委員

いただきたいというよりも、のっとっていただかなければならないのかなというふうに思いますけれども。そういった中で、実際に、お二人の大臣がどういった理由でやめられたのかといったことが明確になっていない状況です。それについて説明をする必要があるかどうか、法務大臣としてのお考えをお聞かせください。

○森国務大臣

閣僚の辞任については、それぞれの閣僚の御判断でございますので、私の立場からはコメントを差し控えさせていただきたいと思います。

○日吉委員

しっかりと説明責任を果たしていかなければならないと思います。

そして、総理も任命責任を認められているところでございますけれども、任命責任といっても、今回の二人の前大臣につきまして、以前からいろいろと、菅原大臣にしましても、地元で金品を配っていた、こういった話が出ておりました。

そういった中で、実際に総理が任命するに当たって、そういった過去のことについてどういうふうになっているのか、そして今現在どうなっているのか、こういったことをしっかりと調査をした上で任命をしているはずだ、それがしっかり行われていなかったということであれば重大な過失がある、それこそが任命責任について責任をとっていかなければならないことにつながっていくのかなということを申し上げさせていただきます。

続きまして、大臣の法務行政に対する姿勢について、ちょっとお伺いしたいと思います。

弁護士でもある森まさこ大臣にお伺いいたします。就任直後の地元紙のインタビューでは、困っている人、弱い人を助けるために法がある、このように語っておられますが、この意味といいますか、この思いをお聞かせください。

○森国務大臣

法務省は、まさに国民生活の安全、安心を守るための法的基盤の整備という使命を負っておりますので、その使命は国民の皆様からの信頼なくしては成り立たないと考えております。

法務省は、法をつかさどる、本来とても身近な存在でございますけれども、国民の皆様が、一旦、人権が傷つけられたり、虐待や犯罪の被害に遭ったり、法的な解決を要する事態に陥ったような場合には、これにより傷ついている皆様、困難を抱えている皆様を、本来あるべき状態、正義が保たれている状態に戻してさしあげる、法務省には縁の下の力持ちとしてそのような役割も期待されていると思っております。

そういった困難を抱える皆様を一人でも減らしたい、正義を実現したいという意思を強く持

って職務に取り組んでまいりたいという気持ちを述べたものでございます。
○日吉委員
　そのように、困っている人、弱い人を助けられたい、こういう気持ちがとてもお強い大臣なのかなというふうにお見受けいたしました。
そんな中で、実は、私も、子ども・被災者支援議員連盟の一員として活動させていただいているんですけれども、森大臣も発議者として、子ども・被災者支援法、この成立に御尽力をされていただいたと思いますが、その後、子供たちの健康や医療、そして自主避難者も含めた原発避難者支援についてどのように取り組まれているのか、お聞かせいただけますでしょうか。
○森国務大臣
　委員御指摘のいわゆる子ども・被災者支援法については、平成二十四年に、自民党が野党時代でございましたが、私が提案者の一人として起草に携わった議員立法でございます。私は、子供の被災者の部分を起案いたしました。そして、他党の議員の先生が、原発避難をしている皆様の部分を起案をなさいまして、それを合体して子ども・被災者支援法というものになった経緯は、委員も議員連盟の一員であるということでございますので、よく御存じいただいていると思います。
その後の活動についてのお尋ねがございましたが、子供のことについては、私も非常に思いが深いものでございますので、地元である福島県を始めとしました東日本大震災からの、被災地にいる子供についての支援については、さまざまな活動をしてまいりました。
また、今般、同じ被災地が台風十九号と大雨によって再度被災するということで、特に、とりわけ、やはり精神面も含めて大きな被災があったわけでございます。
ちょうど、昨日、私も参加した政府の令和元年台風第十九号非常災害対策本部会議においては、被災者の生活となりわいの再建に向けた対策パッケージが取りまとめられましたが、緊急対応策として、私がちょうど大臣に就任する前に、自民党の方で、そのパッケージの中に入れるべきだというふうに訴えてまいりました、被災した子供の心のケアや子供の通学支援、授業料減免などを内容とする切れ目のない被災者支援も、政府として盛り込まれたところでございましたので、これまでのこうした経験の上に立って、総理からの全閣僚共通指示にもあったとおり、閣僚全員が復興大臣、そして災害対応に当たるという意識を共有して、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。
○日吉委員
　今の御発言の中で、子供の被災のところと避難にかかるところというのは何か別のようなところで、担当していなかったというように聞こえてしまったんですけれども、一体としてできている法案ですので、原発自主避難を支援するというようなところにもやはり大臣もかかわられていたというふうに認識しております。自主避難支援等を行うための法律ですというようなことをホームページでアピールされていたというようなことも伺ったことがございます。そういった中で、最後のこの支援が、住宅の支援が二〇一七年三月末に切れてしまいまして、それ以降、重要な支援が行われていないというのが実感であります。塩漬け、たなざらし、骨抜きというような、こういった批判もございます。ですので、弱い人、困って

いる人を助ける、こういった思いでしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げさせていただきます。
続きまして、森大臣の所信にありました刑事司法制度の適正な運用と検察改革についてお伺いさせていただきます。
具体的には、二〇一八年の十一月十九日に、日産自動車のカルロス・ゴーンさんが逮捕されたという事件が発生いたしました。これは、金融商品取引法違反ということで、有価証券報告書に役員報酬を過少に記載したという罪が問われた事件でございます。
これが、二十一日に勾留が開始し、勾留期限は十一月三十日となっておりました。これを、十一月三十日に、十二月十日まで延長しております。そして、十二月十日、勾留期限が到達したときに、また金融商品取引法違反で再逮捕をされております。これも有価証券報告書に役員報酬の記載が過少であったという案件でございます。
どこが違うのかというと、一回目の事件は二〇一〇年度から二〇一四年度の五年分、二回目の事件は二〇一五年度から二〇一七年度の三年分ということで、その期間が違うということです。そういった勾留延長を求めている中で、第三の事件ということで、今度は会社法違反、特別背任で十二月の二十一日に再逮捕されているというような、こういったことが続いている事件でございます。
こんな中で、この一連の事件、日本の刑事司法制度について、世界各国からいろいろな批判や指摘がされております。特に、勾留の取調べ環境ですとか、その日数、今みたいに勾留を繰り返すというような逮捕、勾留の繰り返し、こういった手法を海外のメディアは大きく取り上げておりました。
このような刑事司法制度について、弁護士資格をお持ちの大臣の御見解をお伺いしたいと思います。
〇森国務大臣
　個別事件における裁判所の判断ないし検察当局の捜査のあり方にかかわる事柄については、法務大臣として所感を述べることは差し控えたいと思います。
その上で、御指摘のように、我が国の刑事手続における身柄拘束に関して、委員御指摘のような批判があることも一方で承知をしております。
しかしながら、各国の刑事司法制度にはさまざまな違いがあり、それぞれの国において制度全体として機能するように成り立っており、制度全体のあり方を考慮せずに個々の制度の相違点に着目して単純に比較することは難しいものだと思っております。
その上で、我が国の刑事司法制度について申し上げますと、被疑者の勾留は、捜査機関から独立した裁判官による審査を経て行われます。また、被疑者の勾留は、具体的な犯罪の嫌疑を前提に、罪証隠滅や逃亡のおそれがある場合等に限って認められ、被疑者は勾留等の裁判に対して不服申立てをすることができます。被告人の勾留については、罪証隠滅のおそれがある場合などの除外事由に当たらない限り、原則として保釈が許可される仕組みとなっております。
このように、被疑者、被告人の身体拘束については、法律上厳格な要件及び手続が定められており、適切な制度となっていると承知しております。

また、あくまで一般論として申し上げますと、被疑者、被告人の勾留や保釈については、裁判所の判断により、刑事訴訟法の規定に基づき、個々の事件による具体的な事情に応じて適正に運用されているものと承知をしております。
被疑者、被告人の身体拘束のあり方等を理由として、日本でビジネスをすることをためらう外国人の声があるということも承知しております。しかしながら、あくまで一般論として申し上げますと、被疑者、被告人の勾留や保釈については適正に運用されているものと承知しておりますので、御指摘のような懸念については、我が国の刑事司法制度について正確な情報を提供し、国内外の理解を得ていくことが重要であると考えております。
今後とも、懸念の払拭に努めてまいりたいと思います。
○日吉委員
今大臣は、適正に運用されている、こういうふうにおっしゃられました。それを説明していくということなんですけれども、海外等から非難があるということは事実であり、そういった場合に、いや、適正にやっていますと言うだけではなくて、やはりどこが問題なのかというのを立ちどまって考える必要があろうかと思います。
そういった中で、人質司法というようなことも言われております。逮捕された被疑者、起訴された被告人が犯罪事実を否認し、潔白を訴えている間はずっと身柄が長期間拘束される、逆に、罪を認めた場合には保釈をされるというようなこと、こういった運用が人権侵害だというふうに言われることもあります。
こういった批判がある中で、具体的に、立ちどまってもう一度、適正かどうかということを見詰め直す、検討する、こういったことはお考えになられているでしょうか。
○森国務大臣
先ほども申し上げましたけれども、被疑者、被告人の身体拘束については、先ほど御説明したような法律上の制度になっており、厳格な要件及び手続が定められておりますので、適切な制度となっておると承知しておりますので、しっかりと説明をしてまいりたいと思います。
○日吉委員
適正だと言っていても批判があるわけですから、説明をするだけではなく、みずからを振り返るということが大事なのかなということを改めて申し上げさせていただきたいと思います。
そして、時間が余りなくなってきましたが、法務省の名称による詐欺事件についてお伺いしたいと思います。
きのうのニュース、テレビのニュースでもやっておりましたけれども、法務省の名称を不正に使用して、架空請求による被害が出ているという報道がございました。
訴えられているので裁判取下げの相談はしますといった内容のはがきや封書が送られてくるという事例でございましたが、把握されている実態、これについて教えていただけますでしょうか。どういった詐欺行為の手口というか事例があるのか、こういったことも含めて教えてください。
○西山政府参考人

委員御指摘のような、法務省の名をかたったはがきが届くという事案につきましては、当省でも相談者からの相談という形で把握をいたしております。
具体的手口についてですけれども、差出人が法務省管轄支局国民訴訟通達センター、あるいは法務省被告管理事務局相談窓口などなど、もとより法務省の名は冠していますけれども実在しない組織を差出人としまして、はがきの文面でございますけれども、財産の差押えを強制的に執行するなどと不安をあおって、受取人から連絡を求める内容になっているということでございます。また、そうして連絡をすると、弁護士紹介費用などと称して金銭を要求されるといった事案があるということが確認をされております。
このような事案につきまして、もとより、被害の発生件数であるとか被害申告件数については当省で把握することは困難でございますけれども、このようなはがき等に関する当省への問合せにつきましては、平成三十年に月一千件を超えていたところでございます。ただ、本年に入りましてから、月数十件から百件前後で推移していたという経緯がございます。
しかしながら、本年十月ころから、法務省が実際に使用していますロゴマークやあるいはホームページに掲載しています地図を用いた新たな手口の封書が送られてきているといった情報が数多く寄せられるようになりまして、再び問合せ件数が急増いたしまして、先月一カ月間で五百五十八件に及ぶというような状況になってございます。
○日吉委員
ありがとうございます。
このような状況でどうして最近ふえてきたのかな、改めてふえてきたのかなと疑問に思うのと、あと、それに対して法務省さんとしてはどのように啓発をしているのか、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。
○西山政府参考人
急増した原因につきましては、当省としてもなかなか分析しがたいことがございます。
それで、対策につきましてですが、法務省に相談してきた方に対しては、もとより、そのような内容が架空請求であるということは教示いたしますし、また記載されている電話番号には電話をしないでくださいというような対応をお伝えしております。また、相談者から提供された情報につきましては、警察当局に情報を提供させていただいております。
また、一般的な防止広報に関する取組としましては、法務省ホームページあるいは法務省公式ツイッターへの被害関係情報の掲載や、法の日フェスタなどを通じまして、啓発イベントの開催などの活動を行っております。さらに、平成三十年七月二十二日、消費者政策会議決定に基づく架空請求対策パッケージ、これに基づきまして、啓発資料を作成して、法テラス、法務局等における注意喚起の実施や、あるいは政府広報等、関係機関の協力を得た注意喚起の実施等の取組を行うとともに、複数回にわたり新聞やテレビでもこの問題を取り上げていただくなどして、被害防止広報を鋭意実施してきたところでございます。
○日吉委員
ありがとうございました。
時間がなくなってきましたが、あと一つ、用意していた質問、簡単にお答えいただきたいと思いますが、外国人労働者、留学生についてでございます。

大臣の所信の中で、運用上の改善に取り組んでいくという言葉がございました。どのような課題をどのように改善していくのか、教えてください。
○松島委員長
　髙嶋次長、簡潔にお願いします、短く。
○髙嶋政府参考人
　既に策定されているものの御説明ということですので、こちらの方から答弁させていただきたいと思います。
留学生につきまして、所在不明者がかなり出たというような案件がございました。これで、留学生の場合は、大学それから専門学校の場合と日本語教育機関の場合と、若干在留資格を取得する際の仕組みが違いますので、二つに分けて御説明をさせていただきます。
留学生の所在不明者を多数発生させた事案を踏まえまして、大学の方につきましては、留学生の在籍管理の徹底を図るため、ことし六月に留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針というのを文部科学省と共同で策定しまして、これを公表しているところでございます。
それから、日本語教育機関の方でございますが、これは、日本語教育機関の質の向上と適正な管理を図ることを目的としまして、ことし八月一日に、留学生を受け入れることのできる日本語教育機関、これは告示で定めることになっておりますが、この告示に関する基準を改正して公表したところでございます。
新たな対応方針につきましては、これを着実に実施するとともに、改正された日本語教育機関の告示基準を適切に運用しまして、留学生の適正な受入れに努めてまいりたいと考えております。
○松島委員長
　質疑持ち時間が終了いたしました。
午後一時から委員会を再開することとし……（日吉委員「委員長」と呼ぶ）時間が過ぎていますから。（日吉委員「ありがとうございました」と呼ぶ）それはいいんです。
午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

○松島委員長
　休憩前に引き続き会議を開きます。
審議に入ります前に、一言おわびを申し上げさせていただきます。
午前の部の最後、日吉雄太議員の締めの挨拶の際に、私、本会議の時間に気をとられておりまして、発言を遮るような大変失礼なことをいたしました。今後、反省してまいりたいと思います。
以上です。